

平成 30 年 5 月 3 日

受益者のみなさま

三菱UFJ 国際投信株式会社

「三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド」の約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド」につきまして、投資対象であるマザーファンドの入替え（変更）を行うため、下記の通り投資信託約款（以下「約款」といいます。）の変更を予定しております。

なお、この約款変更につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条に基づいて、異議申立の受付を行います。なお、この約款変更に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

本お知らせの趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本約款変更にご異議のない場合、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

【要旨】

「三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド」のマザーファンドの残高が少なくなっており、運用が困難になりつつあることから、運用の継続性の確保の観点からマザーファンドの入替え（変更）を行うものです。

1. 対象ファンド ①三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020
②三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030
③三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040
(以下「本件ファンド」といいます。)

お客さまが保有されている対象ファンドは、同封の「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」をご参照ください。

2. 予定している約款変更の内容

投資の対象とするマザーファンドの入替え（変更）および付随する変更

〈追加するマザーファンド〉

- ・三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド
- ・三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド
- ・三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド
- ・三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド
- ・マネー・マーケット・マザーファンド

〈削除するマザーファンド〉

- ・国内債券マザーファンド
- ・国内株式マザーファンド
- ・世界債券マザーファンド
- ・世界株式マザーファンド
- ・短期資産マザーファンド

※削除するマザーファンドは、本約款変更が決定した場合、平成30年11月6日（火）に繰上償還となる予定です。

◆入替え（変更）を行うマザーファンドの概要

※各マザーファンドの詳細につきましては、別添の「【ご参考】マザーファンドの運用の基本方針」をご覧ください。

〈追加するマザーファンド〉

マザーファンド名称	ベンチマーク名称	マザーファンドの概要
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	TOPIX(東証株価指数)	わが国の株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)	わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とし、MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
マネー・マーケット・マザーファンド	ベンチマークはありません	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

〈削除するマザーファンド〉

マザーファンド名称	ベンチマーク名称	マザーファンドの概要
国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI総合インデックス	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合インデックスを上回る投資成果をめざします。
国内株式マザーファンド	東証株価指数(TOPIX)	わが国の金融商品取引所に上場されている株式等を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)を上回る投資成果をめざします。
世界債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。
世界株式マザーファンド	MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)	日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。
短期資産マザーファンド	ベンチマークはありません	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

※現行のマザーファンド(「短期資産マザーファンド」を除く)は三菱UFJ信託銀行の助言に基づき運用していましたが、追加するマザーファンドは同社からの助言を受けず弊社(三菱UFJ国際投信)が運用します。

3. 変更の理由・背景

本件ファンドの投資対象であるマザーファンド(国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンド、短期資産マザーファンド)は、残高些少により運用が困難な状況になりつつあります。投資対象をより規模の大きいマザーファンドに変更することにより当ファンドの運用の継続性が確保できることから、すべてのマザーファンドについて運用の安定性が見込めるマザーファンドへ入替えを行うことが望ましいと判断いたしました。

なお、入替え(変更)対象とするマザーファンドは、ベンチマークを上回ることをめざすという点では現マザーファンドと同じですが、投資態度、投資制限等が異なるファンドへの入替え(変更)となるため、本約款変更は重大な内容の変更該当しません。

(参考)対象マザーファンドの残高(平成30年2月28日時点)

対象マザーファンド(新)	純資産総額	対象マザーファンド(現)	純資産総額
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	79.2 億円	国内債券マザーファンド	28.0 億円
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	89.7 億円	国内株式マザーファンド	20.2 億円
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	436.1 億円	世界債券マザーファンド	5.8 億円
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	46.0 億円	世界株式マザーファンド	11.4 億円
マネー・マーケット・マザーファンド	12.8 億円	短期資産マザーファンド	5.8 億円

4. 約款変更にかかるお手続き

本約款変更にご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。なお、本件変更にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。くわしくは、次頁以降の《異議申立・買取請求のお手続き》をご参照ください。

以上

《異議申立・買取請求のお手続き》

異議申立について

本約款変更にあたっては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に基づいて、本約款変更にご異議のある受益者さまは、異議申立を行うことができます。

本約款変更に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

(1) 今後のスケジュール

日付	内容	詳細
平成30年5月3日(木)	① 公告日 (電子公告)	弊社ホームページに、本約款変更に関するお知らせを掲載いたします。
平成30年5月8日(火) ↓ (異議申立受付期間) ↓ 平成30年6月18日(月)	② 異議申立	『必要記載事項』をご記入いただいた書類を提出することにより、本約款変更に関するご異議を申立てることができます。
平成30年6月19日(火)	③ 本約款変更可否決定	異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、平成30年5月8日(火)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、本約款変更実施を決定いたします。 可否についてのお知らせを弊社ホームページに掲載いたします。
平成30年6月28日(木) ↓ (買取請求期間) ↓ 平成30年7月17日(火)	④ 買取請求	③で約款変更実施が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。
平成30年7月18日(水)	⑤ 約款変更日 (新たに投資対象とするマザーファンドの追加)	③で本約款変更が決定した場合には、本件ファンドが新たに投資の対象とするマザーファンドの追加の約款変更を実施します。
平成30年11月6日(火)	⑥ 既存マザーファンドの繰上償還実施	③で本約款変更が決定した場合には、削除となるマザーファンド(5ファンド)の繰上償還を実施します。
平成30年11月7日(水)	⑦ 約款変更日 (繰上償還となったマザーファンドの削除)	⑥で繰上償還となったマザーファンドの削除の約款変更を実施します。

(2) 異議申立のお手続き

a. 本約款変更に対してご異議のない受益者さま

⇒お手続きの必要はございません。

b. ご異議のある受益者さまの異議申立のお手続き

平成30年5月8日(火)時点の受益者さまは、異議申立の受付期間中(平成30年5月8日(火)～平成30年6月18日(月))に、弊社に対して本状に同封いたしました「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」(以下「異議申立書」といいます。)により、本約款変更に関する異議を申し立てることができます。

本約款変更に対してご異議のある受益者さまは、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、弊社宛(住所は以下【宛先】をご参照ください。)にご郵送ください。(平成30年6月18日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます。)返信用封筒をご希望の方は、0120-548066にご連絡ください(9:00～17:00(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)。)

【受益者さまにご記入いただく内容】

① お名前(署名、捺印*)

*下記④の販売会社にお届けのご印鑑によるご捺印をお願い申し上げます。

② ご住所

③ ご連絡先電話番号(日中ご連絡先)

④ ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号

⑤ (当該個人情報提供に同意いただける場合) 同意欄に○印を記入

⑥ 記入日

【宛先】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1

三菱UFJ国際投信株式会社 営業企画部 異議申立受付宛

なお、記入内容に不備等がありますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。また、異議申立を行った受益者さまの受益権口数等の確認のため、弊社からご購入の販売会社に対して口数等の確認を行いますので、併せてご承知おきください。

※この「異議申立書」にて知り得た個人情報は、本件以外には使用いたしません。

(3) 本約款変更正式決定

異議申立を行った受益者さまの受益権口数の合計が、平成 30 年 5 月 8 日（火）時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、約款変更を実施します。

2 分の 1 を超えた場合は、本約款変更は行いません。この場合、本約款変更を行わない旨およびその理由を異議申立の受付期間終了後に電子公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者さまに対してご購入の販売会社を通して交付します。

(4) 買取請求

買取請求について

本約款変更の実施が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、買取請求期間中、保有する受益権について受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求をしなければいけないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り換金していただくことも可能です。

※本書に記載の「買取請求」とは、本約款変更により異議申立を行った受益者さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※異議申立の有無にかかわらず、ご購入の販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

以上

お問い合わせ先

三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-548066

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

〔「異議申立」手続きの流れ〕

